

山形県工業技術センターにおける研究活動の不正行為防止計画

平成 30 年 2 月 9 日

山形県工業技術センター所長

「山形県工業技術センターにおける研究活動の不正行為防止に関する要綱」に基づき、研究活動の不正行為防止計画を以下のとおり定める。

1 責任体系の明確化

国又は国が所管する国立研究開発法人等、県以外の団体及び機関から交付される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的資金」という。）による研究活動を適正に運営・管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を定め、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化するとともに、山形県工業技術センター（以下「センター」という。）の内外に周知・公表する。

2 不正の発生要因

センターは、次に掲げる事項を不正の発生要因として認識し、これらに注意を払うとともに、職員の間で情報を共有する。

- (1) 予算に係る諸規則に基づかない手続きによる予算執行
- (2) 特定の時期に集中した予算執行
- (3) 同一職員による同一業者との多頻度取引
- (4) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検等、特殊な役務の執行における検収が不十分
- (5) 形骸化した検収業務
- (6) 個人依存度が高い、又は閉鎖的な職場環境
- (7) 当初計画に対して著しい遅れが生じている研究活動

3 研究計画の確認

競争的資金による研究を含め、センターにおいて推進する全ての研究について、その目的、内容、計画が妥当であるか確認する。研究実施中においては、当初の研究計画と実態に乖離がないか確認し、必要に応じて担当研究者にヒアリングを実施する。

4 予算執行の管理

研究活動に係る予算の執行においては、予算科目と支出内容の整合性、支出に係る書類の確認、検収確認等について、山形県財務規則に基づき確認を行う。

5 旅行命令の管理

出張に伴う旅費を執行する際は、旅行命令の時点で、出張の目的、内容、行程の妥当性を精査するとともに、旅費の二重払い等がなきよう確認を行う。